環境省
Ministry of the Environment

# SBTi Corporate Net-Zero Standard Version2.0について

《現在、「SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0」が公開されています。2027年2月1日から2028年1月31日までの期間においては、Version 1.3.1またはVersion 2.0のいずれかを用いて目標の提出が可能です。2028年2月1日以降は、Version 2.0の適用が義務化されます。本資料は、主に「SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0」に基づいて作成しています。本資料の内容と原文の内容に差異がある場合は、原文を正とします。》

※本資料は、2026年8月時点の情報に基づいています

環境省

# SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表

■ 2026年6月11日、SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0（以下、CNZS　V2.0）が公表された。

## 位置づけ

- **短期・長期目標の統合：**別建てだった短期目標基準とネットゼロ基準を一つの基準に統合。短期目標（5年毎）から2050年ネットゼロまでを一貫した枠組で規定
- **中小企業版の統合：**独立した中小企業向けルートを廃止。規模・所在国の所得水準で「**カテゴリA（大企業・先進国の中堅企業等）／B （小規模企業等）**」に区分し、カテゴリBはScope 3目標・移行計画開示・第三者保証の取得等を任意とする

出所：CNZS V2.0を基に作成

# CNZS V2.0への移行スケジュールと基準の選択

- 2027年2月1日からCNZS V2.0の適用が可能となり、2027年2月1日から2028年1月31日までは V1.3.1とV2.0のいずれかを用いて目標提出することが可能。
- 2028年2月1日からは CNZS V2.0の適用が必須となる。

## 移行スケジュール

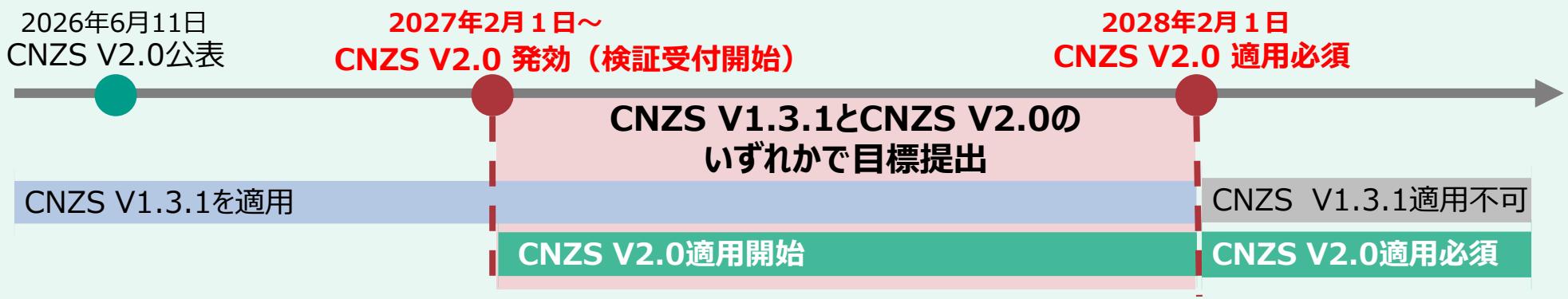


## 基準の選択

### ● 目標を新たに設定または更新する企業

- 2028年より前に目標を設定または更新する企業は、目標設定を遅らせないことが奨励されています。2028年2月のV2.0の適用開始まで目標更新を延長する必要はなく、2028年1月までV1.3.1に基づいて目標を設定することができます。※
- V2.0の新要素はV1.3.1でも利用可能です。V1.3.1に基づいて設定された目標は、V2.0が適用必須とされる2028年2月1日以降においても、目標サイクルの全期間にわたって有効です。その後、後続サイクルについてはV2.0に基づいて目標を設定することになります。

**※ 移行期間（2027年2月1日～2028年1月31日）における目標更新の延長について**
2026年8月13日公表のSBTi公式ブログにおいて、V2.0に基づいて目標を更新することを希望する企業は、目標見直しの延長を申請できることが示されています。この延長により、当該企業は、CNZS V2.0が運用可能となるまで、更新した目標を提出する必要がなくなります。ただし、延長は自動的に認められるものではなく、個別の事案ごとに判断されます。延長は、企業が新しい基準への移行に向けて適切に準備が整っており、かつ合意された期間内に関連する要件を満たすことができることを示せる場合に限り、認められます。

### ● 既に2030年以降を目標年とする目標を設定済みの企業

- 2030年以降を目標年とする目標を設定済みの企業、及び2028年に「義務的な5年見直し（既存目標の5年ごとの見直し義務）」に該当する企業は、V1.3.1に基づく設定済目標を維持することが推奨されます。
- そのうえで、次のサイクル(2030～2035年)においてV2.0へ移行することを計画し、2028年から新たな目標設定に着手することが推奨されています。この準備期間は、企業が排出削減のためのプロジェクト及びプログラムの実施を計画するのに十分な時間を確保できるようにすることを意図しています。



出所：The Corporate Net-Zero Standard V2.0 is here: what comes next、Continuing Use of the Corporate Net-Zero Standard V1.3.1 and Transition to Version 2.0を基に作成

# カテゴリA／B区分

■ CNZS V2.0では、独立した中小企業向けルートを廃止し、売上高や総資産、従業員数、所在国の所得水準により「カテゴリA（大企業・先進国の中堅企業等）／B （小規模企業等）」で区分する。

## カテゴリA／Bの定義

| 区分 | 該当条件（いずれかを満たす） | 所在国 |
|---|---|---|
| カテゴリA | 少なくとも次の１つに該当<br>• 純売上高 ≧ €450百万<br>• 従業員（FTE）≧ 1,000人 | 全ての国 |
| | Scope1・2排出量 ≧ 1万$tCO_2e$または少なくとも次の2つに該当<br>• 総資産≧€25百万<br>• 純売上高≧€50百万<br>• 従業員（FTE）≧250人 | 高所得国 |
| カテゴリB | • 上記のカテゴリA条件を満たさない | 全ての国 |

## カテゴリAのみに求められる要件（カテゴリBは任意）

- 移行計画の開示（C2.4）
- Scope3目標の設定（C9.1）
- 基準年の各Scope排出量、目標年の進捗データ等に対する第三者保証（限定保証以上）（C7.1,C37.7）
- Scope2の時間単位マッチング（C32）

出所： CNZS V2.0を基に作成
※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

# CNZS V2.0 各章のポイント

■ CNZS V2.0の章構成と主な内容は以下の通り。

| 章（No,項目） | 何をするか | 本資料参照頁 |
|---|---|---|
| 1 ネットゼロ・ガバナンス | • 最高レベルのガバナンス(取締役会等)が、目標承認・監督し、目標の全体的な説明責任を負う（C1）<br>• 目標をどのように実施するかを示す「移行計画」を策定・維持（C2） | P9 |
| 2 基準年評価 | • 包括的なデータが利用可能な最新年を、短期目標の基準年に選定（C4.1）<br>• GHGプロトコル基準に整合したGHG排出インベントリを算定・報告（Scope1・2は必須）（C5）<br>• バリューチェーン内の高排出活動を特定し、起因する排出量を定量化・報告（C6.1,C6.2,C6.4）<br>• カテゴリA企業は、基準年のScope1～3排出量について、第三者保証を取得（C7.1） | P12 |
| 3 目標設定 | • Scope1,2,3ごとに目標設定する（カテゴリB企業はScope3は任意）（C9.1）<br>• 短期目標は5年目標、長期目標は遅くとも2050年までの目標を設定(ネットゼロ目標設定は任意)（C9.2,C9.3,C17） | P18 |
| 4 目標実施 | • 削減策の優先順は、目標実施ヒエラルキー(①直接アクション(活動レベル)→②活動プール(送電網等の共有システムでのアクション)→③セクターレベルでのアクション)に沿う（C21.1～C21.3）<br>• 電力消費の活動プール境界を供給可能地域※1※2に基づいて定義する（C30）<br>• カテゴリA企業の電力多使用活動プールは、低炭素電力割合を時間単位で算出・報告（C32,C32.1） | P37 |
| 5 報告・進捗評価 | • 毎年、目標の進捗と障壁を報告（C36,C36.6,C36.8）<br>• 5年サイクルの終了時に目標の進捗を評価・報告(カテゴリA企業は進捗データに第三者保証)（C37） | P46 |
| 6 継続的排出責任 | • 継続的排出（目標期間内に大気中へ継続的に排出される全ScopeのGHG排出量）の一定割合を気候貢献によってカバーする、参加任意の認定プログラム。(不参加の際は理由提出)（C38-C44）<br>• カテゴリA企業は、2035年以降、残る排出の一部を炭素除去の支援でカバー(例示的要件)（C45）<br>• ネットゼロ目標年以降、限界まで排出削減した上で残る排出を炭素除去で全量打消す(中和)（C46） | P49 |

※1 同期グリッドに接続されたすべての電力生成源が、当該グリッドに接続された電力消費源に対して電力を供給すると合理的に見込むことができる地理的領域。供給可能地域は、電力システムにおけるある領域の次の側面のバランスをとったものである。すなわち、（i）同期グリッドの境界、（ii）送電の混雑、及び（iii）地域内の接続性。（KEY TERMS）
※2 CNZS V2.0発効前の既存長期契約に由来するマーケット手法は発効日前に適用されていた同一の活動プール内で供給可能と見做すことができる。マーケット手法の契約更新による供給可能地域の延長は不可（C30.5）
出所：CNZS V2.0 、WWF Webサイト ニュース・活動報告（2026年6月29日）を基に作成※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

# CNZS V2.0の主な変更点① 企業区分

■ 企業／金融機関／中小企業に分かれた目標設定ルートから、企業カテゴリ（カテゴリA／B）に基づき区分された要件をもつ企業区分に移行した。

**対象**

## これまで CNZS V1.3.1

### 企業※1
✓ 金融機関または中小企業以外の企業

### 金融機関
✓ 金融機関

### 中小企業
✓ 以下に該当する企業
- Scope1とロケーション基準Scope2の合計が年1万$tCO_2e$未満
- 金融機関（FI）及び石油・ガス（O&G）セクターに分類されない
- 部門別脱炭素化アプローチ（SDA等）による目標設定を求められない
- 親会社の統合事業がコーポレート検証ルートに該当する子会社でない

かつ、以下3つ以上に該当
- 総資産<€25百万
- 売上高<€50百万
- 従業員<250人
- 必須FLAGセクターに属さない

## 新基準 CNZS V2.0

### カテゴリA
✓全ての国の大企業及び高所得国の中規模企業で構成
- 全ての国において
  少なくとも次の１つに該当
  - 純売上高 ≧ €450百万
  - 従業員（FTE）≧ 1,000人
- 高所得国において
  Scope1・2排出量 ≧ 1万$tCO_2e$
  または少なくとも次の2つに該当
  - 総資産≧€25百万
  - 純売上高≧€50百万
  - 従業員（FTE）≧250人

### カテゴリB
✓ 全ての国の小規模企業及び低所得国の中堅企業（カテゴリAの定義に該当しない企業）

※1 中小企業は、企業向けルートまたは中小企業向けルートを選択できる。金融機関は、金融機関向けルートを使用しなければならない。
出所：Small & Medium Enterprises (SMEs) FAQ、CNZS V2.0 、CNZS V1.3.1を基に作成

# CNZS V2.0の主な変更点① 企業区分・基準年・目標期間

■ カテゴリA/Bの企業区分を新たに導入。基準年はデータが入手可能な直近年、目標期間は原則5年。

| | これまで CNZS V1.3.1 | 新基準 CNZS V2.0 | 対象企業ｶﾃｺﾞﾘ |
|---|---|---|---|
| 区分 | • 組織の種類（企業／中小企業／金融機関）で分類<br>• 中小企業が活用できる専用ルート（中小企業向けSBT）が存在 | • 企業規模と所在国の所得水準で「カテゴリA（大企業・先進国の中堅企業等）／B （小規模企業等）」に区分する（B.3節）<br>• 中小企業が活用できる専用ルート（中小企業向けSBT）は廃止 | A必須<br>B必須 |
| 基準年 | • 基準年は2015年より前であってはならない（C16） | • 各目標サイクルにおいて、包括的なデータが入手可能な最も直近の年に対応する新たな基準年を設定しなければならない（C4.1,C4.2） | A必須<br>B必須 |
| 目標期間 | • 短期目標は、検証のために提出された日から最低5年、最長10年を対象としなければならない（C17） | • 短期目標は、検証のための提出時点における最も直近の報告期間の開始時点から始まる5年間を対象としなければならない（C9.2）<br>※CNZS V2.0の下での初回目標設定時は、自社の事業・報告サイクルに合わせるため、任意で5年未満の期間を対象とする目標を設定しても良い。後続の目標サイクルについては、短期目標は、前回の目標年の翌年から始まる次の5年間を対象としなければならない | A必須<br>B必須 |

出所：CNZS V2.0、CNZS V1.3.1を基に作成
※ 条文番号は、『これまで CNZS V1.3.1』欄はV1.3.1、『新基準 CNZS V2.0』欄はV2.0本文の付番による

# CNZS V2.0の主な変更点② Scope別の目標設定方法

■ 全企業に対し、Scope1・2を分離し、Scope1・2の排出量の100%をカバーする目標設定を求める。
■ カテゴリA企業に対しScope3の目標設定を義務化。

| | これまで CNZS V1.3.1 | 新基準 CNZS V2.0 | 対象企業ｶﾃｺﾞﾘ |
|---|---|---|---|
| Scope 1,2 | • Scope1・2をまとめた統合目標設定が可能（C26）<br>• 再エネ調達目標（2025年までに80%、2030年までに100%）を排出削減目標の代わりに設定可能（B.4,C27）<br>• Scope2は、ロケーション／マーケット基準を選択できる（C9） | • カテゴリA企業はScope1～3の目標を個別に、カテゴリB企業はScope1・2の目標を個別に設定しなければならない（C9.1,C10.1,C12.1）<br>• Scope1の目標設定手段に「資産移行」（長期使用資産を持つ業種向け。資産脱炭素化計画に沿ってGHG排出資産を削減・使用停止・廃止）を追加（C10.2）<br>• Scope2の目標は、総量削減目標または低炭素電力（LCE）整合目標で設定可能（C12.2）<br>• Scope2は、ロケーション基準を含む物理GHGインベントリに基づいて目標の野心レベルを決定（C9.4） | A必須<br>B必須 |
| Scope 3 | • Scope 3が総排出量の40%以上の場合、目標設定が必須。短期目標は全体の67%以上をカバー（C4・C6）<br>• 手法は総量削減／原単位目標（経済的・物理的、前年比7%削減）／サプライヤー・顧客エンゲージメント目標から選択（Near-Term Criteria・附属書B） | • Scope3排出量の5%以上を個別に占めるカテゴリ1～14において目標設定が必須（影響の小さい特定の活動・カテゴリは条件付きで除外可）（C14,C14.1,C14.2）<br>• 3つの目標設定手法（総量削減目標／サプライヤー・顧客アラインメント（整合）目標／カテゴリ・活動別目標（低炭素・ネットゼロ整合の調達・製品の割合を高めるアラインメント（整合）目標など））から選択（C15） | A必須<br>B任意 |
| ネットゼロ目標 | • ネットゼロ目標を構成する要素として、短期目標と長期目標の両方の設定が必須（C15） | • 長期目標を含むネットゼロ目標の設定は全企業で任意（ただし設定する場合はScope1～3の短期・長期目標が必須）（C17） | A任意<br>B任意 |

出所：CNZS V2.0、CNZS V1.3.1を基に作成
※ 条文番号は、『これまで CNZS V1.3.1』欄はV1.3.1、『新基準 CNZS V2.0』欄はV2.0本文の付番による

# CNZS V2.0の主な変更点③　目標実施ヒエラルキーとマーケット手法

■ 達成手段として3階層の目標実施ヒエラルキー（直接アクション→活動プール→セクターレベル）が導入され、条件付きでマーケット手法の活用が認められた。

| | これまで　CNZS V1.3.1 | 新基準　CNZS V2.0 | 対象企業ｶﾃｺﾞﾘ |
|---|---|---|---|
| 目標実施ﾋｴﾗﾙｷｰとマーケット手法 | • Scope3ではマーケット基準の算定が認められなかった（Annex A） | • 3階層の目標実施ヒエラルキー（削減策を①直接アクション（活動レベル）→②活動プール（送電網等の共有システムでのアクション）→③セクターレベルでのアクションの順で優先）を新設（C21）<br>• Chain-of-Custodyモデル（例：マスバランス／ブック＆クレーム）等のマーケット手法を条件付(二重計上を防ぐ透明で安全な追跡システムを通じて発行・移転・償却する等)で許容（C25・C27・C28） | A必須<br>B必須 |
| 電力調達時間単位ﾏｯﾁﾝｸﾞ | • 規定なし | • カテゴリA企業は、電力消費量が大きい活動プール（年10GWh以上）に対して、使用、契約、またはエネルギー属性証書によるマッチングがなされた低炭素電力の割合を、時間単位で算出しなければならない（C32） | A必須<br>B任意 |

出所：CNZS V2.0、CNZS V1.3.1を基に作成
※ 条文番号は、『これまで CNZS V1.3.1』欄はV1.3.1、『新基準 CNZS V2.0』欄はV2.0本文の付番による

# CNZS V2.0の主な変更点③　目標実施ヒエラルキーとマーケット手法2

■ 供給可能地域に基づく活動プール境界の定義が新たに求められ、活動プール間の供給可能性も条件付きで認められた。

| | これまで　CNZS V1.3.1 | 新基準　CNZS V2.0 | 対象企業ｶﾃｺﾞﾘ |
|---|---|---|---|
| **電力調達<br>地理的マッチング** | • Scope2のマーケット基準排出量の削減手段は、同一市場内で購入・使用する再エネ証書（REC）であれば使用可（Annex A） | • Scope2・3の電力消費は、供給可能地域※1※2に基づき活動プールの境界を定義（C.30,30.1）<br>✓ Scope3の例外：バリューチェーン内の電力消費地が不明な場合は、国単位等の地域単位の境界を適用可能（適用根拠を報告）（C30.2）<br>• 活動プール間で供給可能と見做すことができる例外<br>✓ 物理的送電と送電権の立証：相互接続された活動プール間の物理的送電可能性と送電権の立証ができる場合（C30.3.a）<br>✓ PPAによる需要集約：広域同期グリッド内の需要集約を、いずれかの活動プールのLCEプロジェクトとのPPAでカバーし、稼働開始から36か月以内にオフテイクを開始する場合（電力消費に係るマーケット手法の規制境界を超えた拡張は不可）（C30.3.b）<br>• 当該活動プール（供給可能地域）内・相互接続地域内でLCE契約が不能であることを立証できる場合、セクターレベル措置が可能（制約存続中に限る／新規LCE開発・調達の措置立証も必要）（C30.4） | A必須<br>B必須 |

目標実施ヒエラルキーにおける各条項の該当箇所

① 直接アクション（活動レベル）　C29

▼

② 活動プール（送電網等の共有システムでのアクション）　C30,C30.1, C30.2,C30.3

▼

③ セクターレベルでのアクション　C30.4

※1 供給可能（デリバラビリティ）地域とは、同期グリッドに接続されたすべての発電源が、当該グリッドに接続された電力消費源に供給すると合理的に期待され得る地理的領域（CNZS V2.0 KEY TERMS）
※2 CNZS V2.0発効前の既存長期契約に由来するマーケット手法は発効日前に適用されていた同一の活動プール内で供給可能と見做すことができる。マーケット手法の契約更新による供給可能地域の延長は不可（C30.5）
出所：CNZS V2.0、CNZS V1.3.1を基に作成
※ 条文番号は、『これまで CNZS V1.3.1』欄はV1.3.1、『新基準 CNZS V2.0』欄はV2.0本文の付番による

# CNZS V2.0の主な変更点④　進捗評価と第三者保証

■ 目標サイクルの終了時に達成度を評価する新しいプロセスを導入。第三者保証の取得が求められる（カテゴリAのみ）。

| | これまで　CNZS V1.3.1 | 新基準　CNZS V2.0 | 対象カテゴリ |
|---|---|---|---|
| **進捗評価** | • 排出量・進捗を毎年公表（C30）<br>• 有効な目標を少なくとも5年ごとにレビューし、最新基準に適合させる（C32） | • 進捗・施策・障壁を毎年報告（C36）、サイクル終了時に達成度を評価する新プロセスを導入（C37）<br>• 目標を下回った場合、次サイクルでより急な削減と行動の加速を要求（Executive Summary A.8） | A必須<br>B必須 ※一部任意 |
| **第三者保証** | • 第三者保証は任意（Annex D.3.3） | • カテゴリA企業は、目標基準年のScope1～3排出量、低炭素電力（LCE）の算定、重要な排出集約活動（EIA）からの排出量、目標年の進捗データ及び目標設定に用いられるその他あらゆる指標について、少なくとも限定保証の水準の第三者保証を取得しなければならない（C7,C37.7） | A必須<br>B任意 |
| **継続的排出責任** | • 継続的排出そのものに対する責任の枠組みはなし（バリューチェーン外の緩和（BVCM）を推奨）（R12） | • 任意の継続的排出責任（OER）認定プログラムを創設（C38）<br>• 2035年から少なくとも1%以上の炭素除去の義務化を想定（C45） | A任意 ※一部必須<br>B任意 |
| **移行計画** | • 移行計画は報告ガイダンス上の推奨項目であり、義務ではない（Annex D.7.7） | • 全企業に移行計画の策定を義務化（C2）<br>• 企業の最高意思決定機関（取締役会等）の承認が必須（C2.2）<br>• カテゴリAは移行計画の公開必須（C2.4） | A必須<br>B必須 ※一部任意 |

出所：CNZS V2.0、CNZS V1.3.1を基に作成
※ 条文番号は、『これまで CNZS V1.3.1』欄はV1.3.1、『新基準 CNZS V2.0』欄はV2.0本文の付番による

# 追加ガイダンスの公表スケジュール

■ 今後、各種追加ガイダンスが公表される予定。

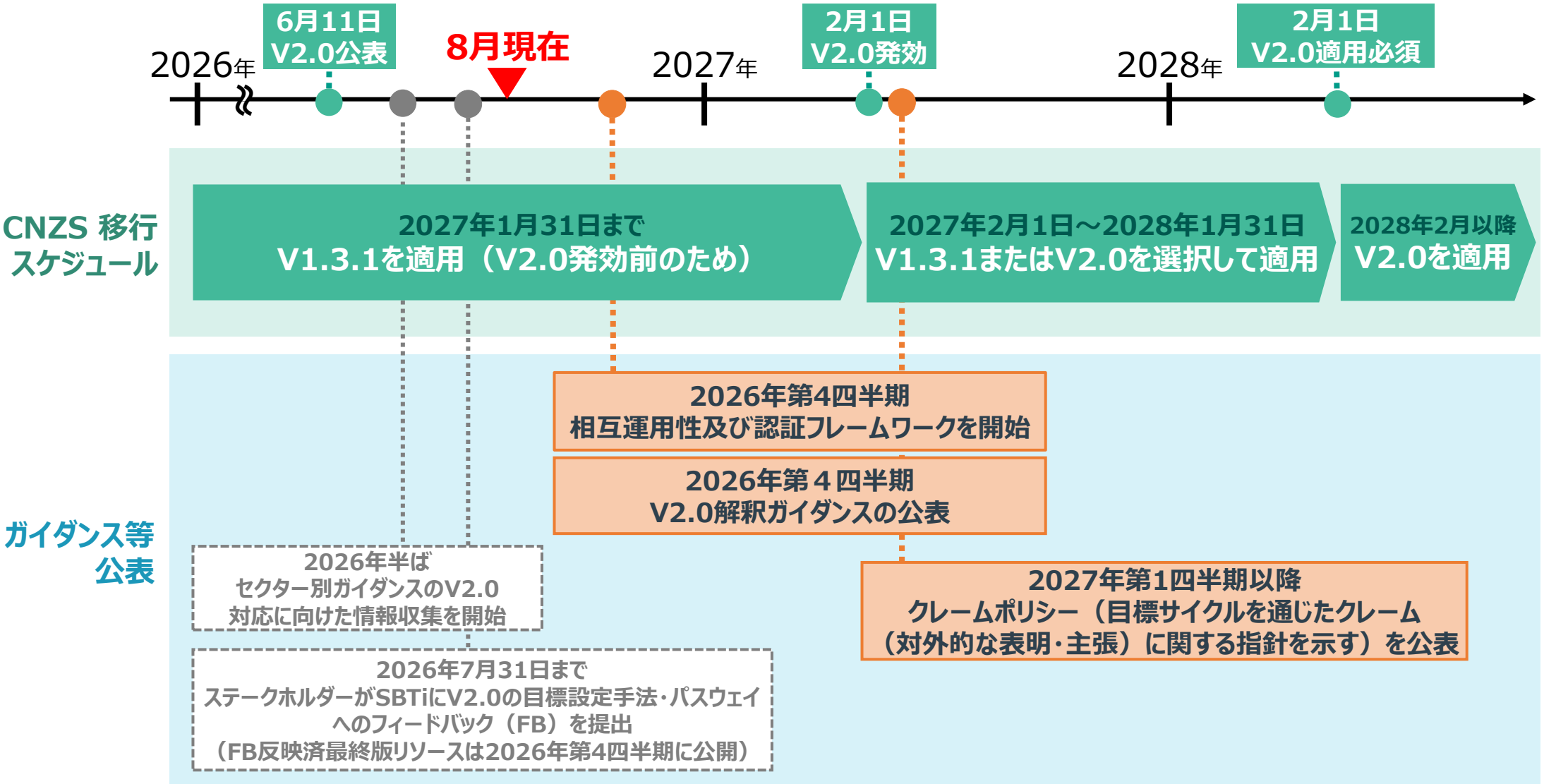


出所：The Corporate Net-Zero Standard V2.0 Is Here: What Comes Nextを基に作成

# 関連資料

■ SBTiのウェブサイトには、CNZS V2.0に関する各種資料が掲載されている。

| 項目 | 区分 | 内容 | リンク |
|---|---|---|---|
| 基準 | SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0 | **SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0（CNZS V2.0）**<br>科学に基づくネットゼロ経路に整合した、目標の設定・実行・報告・進捗評価のサイクルについて、要件及び推奨事項を定めた文書 | リンク |
| 規範・要件 | SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Criteria | **SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 要件**<br>CNZS V2.0の要件及び推奨事項を抜粋したもの | リンク |
| | SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Criteria For Category B companies | **SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 要件（カテゴリB企業向け）**<br>カテゴリB企業向けにCNZS V2.0に沿って目標を設定・実施するために満たすべき要件及び推奨事項を抜粋したもの | リンク |
| | SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Foreword & Executive Summary | **SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 序文・エグゼクティブサマリー**<br>CNZS V2.0の要約 | リンク |
| 技術・補完 | SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0: Methods, Metrics and Pathways - Version for public commenting | **SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 手法・指標・経路（パブリックコメント版）**<br>CNZS V2.0の実装を支える手法・指標・経路（MMPs）の役割と適用範囲を説明し、パブリックコメント対象の仕様書と意見提出の機会を示す文書 | リンク |
| 実務支援 | SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0: How to set targets | **SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 目標設定の手引き**<br>企業区分と排出プロファイルに基づき、目標サイクルと目標設定プロセスを理解し、自社に適用され得る要件を特定するための実務ガイド | リンク |
| | SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Target-Setting Tool - Beta for Modelling & Illustration | **SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 目標設定ツール（モデリング・例示）**<br>CNZS V2.0の手法と経路の適用イメージを示すモデリング・例示専用のベータ版ツール | リンク |
| 移行・参照支援 | Guide for Companies in the Transition to Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 | **SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 へ移行する企業向けガイド**<br>SBTi Services作成の移行ガイド。検証済み目標・コミット企業向けに、CNZS V1.3.1とV2.0の運用・技術・報告面の主な変更点を条番号付きで対照 | リンク |
| | Continuing Use of the Corporate Net-Zero Standard V1.3.1 and Transition to Version 2.0 | **SBTi企業ネットゼロ基準 V1.3.1の継続使用とV2.0への移行**<br>CNZS V1.3.1と短期基準の継続使用及びV2.0への移行方針を示すガイダンス | リンク |
| | SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Frequently Asked Questions | **SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 よくある質問**<br>CNZS V2.0に関するFAQ | リンク |

出所：SBTi Webサイト を基に作成

環境省
Ministry of the Environment